

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との発電用原子炉等の廃止に係る
相互協力に関する協定の締結について

2024年6月18日
使用済燃料再処理・廃炉推進機構

当機構は、発電用原子炉等の円滑かつ着実な廃炉を推進していくため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施および廃炉の推進に関する法律」第71条の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）との間で、発電用原子炉等の廃止に係る相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を本日締結したことをお知らせいたします。

1. 本協定の概要

対象施設の廃炉の実施状況ならびに保安状況、廃炉に関する研究等の情報を交換することなどにより相互に協力をを行うとともに、得られた情報は原子力事業者^{※1}と共有する。

2. 本協定の対象施設

- ・当機構：原子力事業者の発電用原子炉のうち廃止措置段階にあるもの^{※2}
- ・原子力機構：「新型転換炉原型炉ふげん」、「高速増殖原型炉もんじゅ」等

※1 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および日本原子力発電株式会社をいう。

※2 2024年6月現在、国内で18基

以 上

<お問い合わせ窓口>

東京事業所

電話：080-5500-1238(代表)